

## 第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成25年 5月15日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立〇〇高等学校（以下「〇〇高校」という。）に在籍する審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）に関し、平成24年 4月から平成25年 5月15日までの間に、名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）第27条に基づき、〇〇高校から実施機関へ提出された連絡文書一式（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件生徒から教員の圧力指導の実態を聞き、実施機関及び〇〇高校に訴えを行ったが納得のいく対応ではなかったことから、名古屋市長に要望書を提出し、電話で返事を受け取っている。このような場合、〇〇高校に調査資料及び対応書類があるはずであり、実施機関に対しても

調査報告が発生している問題であることから、調査資料がないという回答は納得できない。

(2) 怪我をするか命を落とさない限り報告責任がなく、体罰やいじめは報告する必要がないという考えは受け入れられない。規則第27条の事故は悪い出来事の意味であり、事故死や交通事故などとは解釈されていない。また、情報公開すべきと規定している規則第32条が無視されている。

(3) ○○高校に確認したところ、教頭から実施機関に文書が提出されているとの返事をもらい、名古屋市教育委員会事務局学校教育部長（以下「学校教育部長」という。）からも文書で返事を受け取っている案件に対して、文書が作成されていないことは理解できない。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 規則第27条は、「校長は、生徒及び職員に関し、重要と認める事故が発生したときは、その事情を直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と定めている。

名古屋市長立高等学校（以下「高校」という。）の校長は、生徒又は職員が事故死した場合、交通事故に遭った場合等に実施機関に連絡及び報告をしている。しかし、本件生徒について、このような事故は発生していないため、本件請求文書は作成されていない。

2 上記第 3 2 (3)において審査請求人が主張している案件とは、審査請求人が名古屋市長（以下「教育長」という。）宛に質問書を提出したことに関するものであり、その内容は名古屋○○高校 PTAだより（以下「PTAだより」という。）への掲載記事、○○高校の教員の指導行為及び人事異動についてである。

これは規則第27条に規定する重要と認める事故とは性質を異にするため、本件開示請求に関連するものではない。

#### 第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

(1) 平成22年度から平成24年度にかけて、審査請求人は、〇〇高校に対して、PTAだよりの掲載記事、本件生徒に対する指導等に関する申出を行った。

(2) 平成25年 2月 1日及び同月 4日、審査請求人は、名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室（以下「指導室」という。）に対して、上記（1）の内容等に関する申出を行った。

(3) 同月26日、審査請求人は、名古屋市市長室（以下「市長室」という。）に対して、実施機関及び学校の対応の確認、改善等を要望する名古屋市長宛の要望書を提出した。

市長室は、審査請求人に対して、当該要望書の内容については実施機関が対応すべきであるため、実施機関との話し合いを促す旨等を電話で連絡した。

(4) 同年 3月26日、審査請求人は、教育長宛に〇〇高校における問題点に関して、文書による回答及び責任ある立場の者からの説明を求める質問書を提出した。

同年 4月25日、実施機関は、当該質問書に対して、PTAだよりの掲載記事、〇〇高校の教員の指導行為及び各学校の教員の人事異動に関する学校教育部長名の回答文書を、審査請求人宛に郵送した。

### 3 規則について

当該規則は、高校の円滑かつ適正な運営を図ることを目的として、高校の管理運営の基本的事項を定めたものである。

規則第27条では「校長は、生徒及び職員に関し、重要と認める事故が発生したときは、その事情を直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。

### 4 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 実施機関は、規則第27条に規定する重要と認める事故に関して、生徒又は職員が事故死した場合、交通事故に遭った場合等に限定されると解釈しており、本件生徒について、このような事故は発生していないため本件請求文書を作成していないと主張している。しかし、実施機関が主張するこれらの事故以外の場合であっても、同条に規定する重要と認める事故に該

当する場合があることを否定できないことから、実施機関が主張する当該解釈には疑問が残る。

(2) よって、同条に規定する報告に該当するか否かを問わず、本件生徒に関して、〇〇高校から実施機関に対して報告を行った文書が存在するか否かを判断する。

ア 当審議会の調査によると、〇〇高校の教員は、本件生徒に対して、携帯電話の使用及び服装に関する指導を行っている。しかし、〇〇高校の教頭は、これらの指導に関して指導室に口頭で報告を行っている。

イ したがって、本件生徒に関して、〇〇高校から実施機関に報告を行った文書は存在しないと認められる。

(3) なお、審査請求人は、上記第 3 2 (3)のとおり、学校教育部長から審査請求人に対して文書で回答がされている案件であるため、本件請求文書は存在するはずであると主張しているため、この点について判断する。

ア 上記 2 (4)で述べたとおり、実施機関は、審査請求人からの質問書に対して、学校教育部長名の文書で回答を行っている。

イ 当審議会の調査によると、指導室は、当該回答を作成するにあたり、当該質問書に係る審査請求人からの申出の内容について、〇〇高校の教頭から口頭で報告を受けている。

ウ したがって、審査請求人からの質問書に関して、〇〇高校から実施機関に報告を行った文書は存在しないと認められる。

(4) 以上のことから、本件請求文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 6月11日	諮問書を受理
6月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月18日	実施機関の弁明意見書を受理

7月19日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見 陳述申出書を提出するよう通知
8月29日	審査請求人の反論意見書を受理
平成26年 5月16日 (第190回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月20日 (第191回審議会)	調査審議
7月18日 (第192回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
9月19日 (第194回審議会)	調査審議
10月22日 (第195回審議会)	調査審議
10月31日	答申